

東京都 家庭における蓄電池等導入促進事業

助成金申請の手引き

Ver. 1.00

※上乗せ太陽光発電システムに係る申請については、別途「太陽光発電システム助成金申請の手引き」をご確認ください。

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階

電話:03-6258-1510 (蓄電池担当)

(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

ホームページ:https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
《申請手続きの流れ》	2
※必ず契約・機器設置前に申請する必要があります。	2
1.1 事業概要	4
1.2 助成対象者	5
1.3 助成対象機器	6
1.4 助成対象経費	7
1.5 助成金の交付額	7
1.6 助成金交付に係る交付申請	8
1.7 手続代行者	9
1.8 助成金の交付決定	10
1.9 助成金交付の条件	10
2.1 実績の報告	11
2.2 助成事業の変更について（交付要綱第17条参照）	12
2.3 助成金の確定及び助成金の交付	12
2.4 管理、譲渡等の報告等	12
2.5 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等	13
2.6 財産の処分	14
2.7 交付決定の取消し	15
2.8 助成金の返還	15
2.9 違約加算金及び延滞金	15
2.10 他の助成金等の一時停止等	16
2.11 個人情報の取り扱い	16
3.1 申請書類を作成いただく前に（留意事項：必ずお読みください。）	16
4.1 申請様式の記載例・添付書類	21
記載例：第1号様式助成金交付申請書（個人・法人用）	21
(a) 個人または法人が申請する場合	24
(b) リース等の事業者等が個人または法人と共同で申請する場合	25
記載例：第3号様式助成事業実績報告書（個人・法人用）	28
(a) 個人または法人が申請する場合	31
(b) リース等の事業者等が個人または法人と共同で申請する場合	33
5.1 申請書の送付先	43
（参考）関連ホームページのご案内	44

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という)が実施する家庭における蓄電池等導入促進事業につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

家庭における蓄電池等導入促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成対象等の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率10.95%)を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人 東京都環境公社

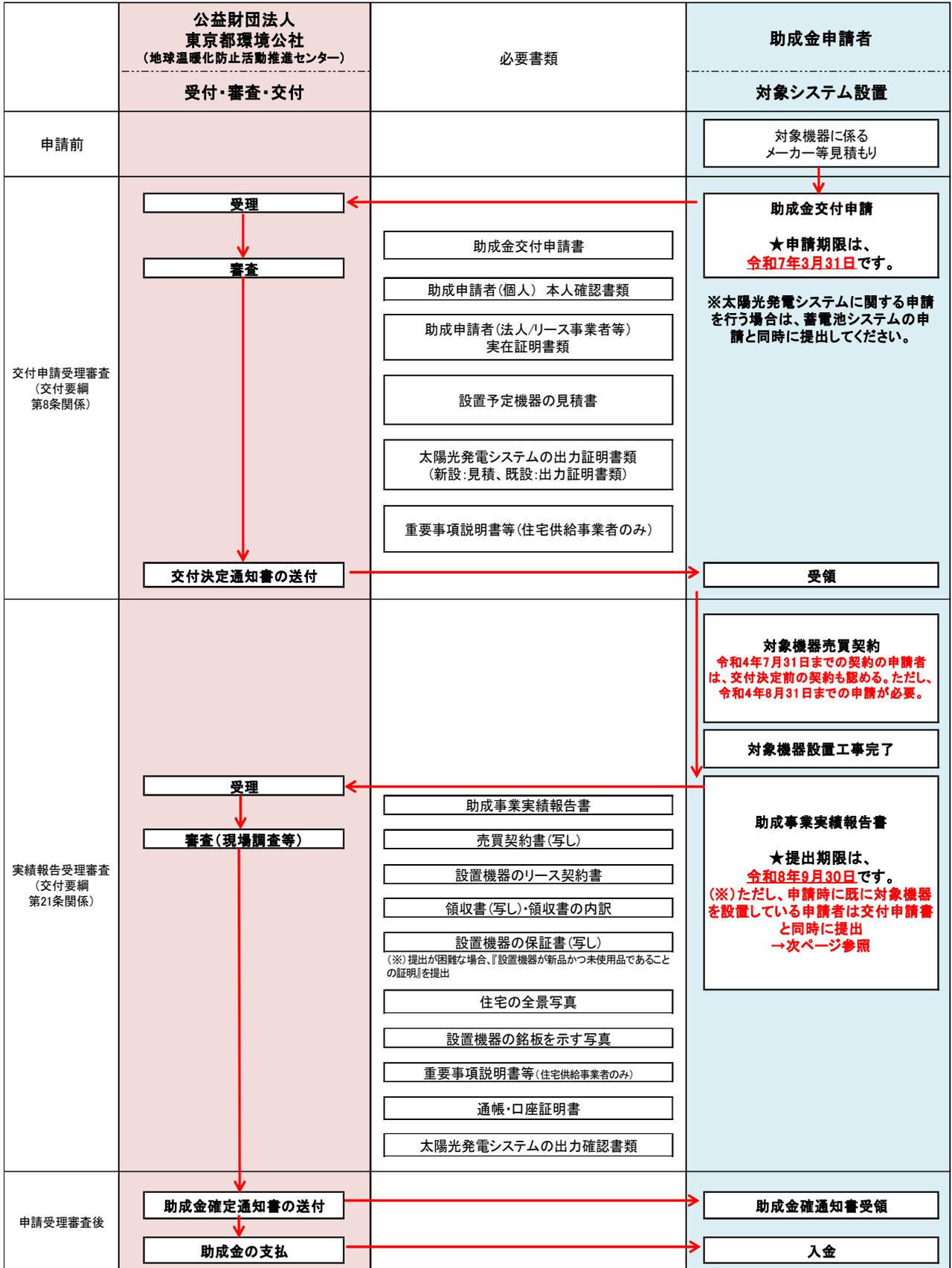
個人又は法人で申請される方は、
本ページ及び申請書類・必要添付書類リストをご確認ください。

《申請手続きの流れ》

※必ず契約・機器設置前に申請する必要があります。

【助成金交付要綱第8条/第21条第1項第一号】

■申請手続きの流れ(交付要綱第8条:事前申請/契約前申請)



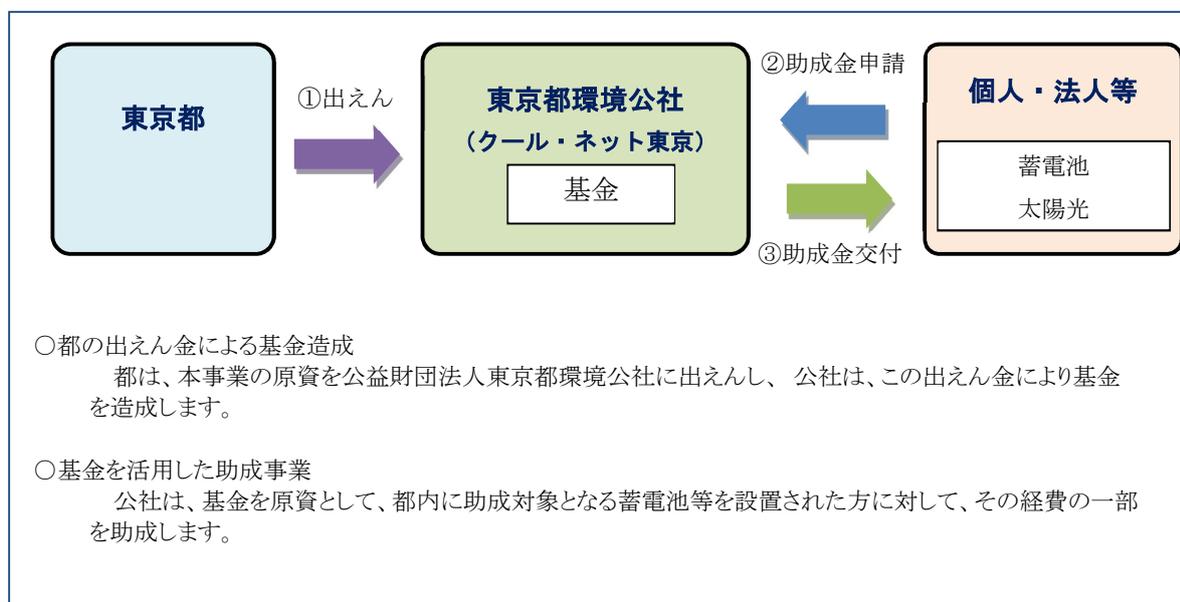
1.1 事業概要

《家庭における蓄電池等導入促進事業について》

家庭における蓄電池等導入促進事業(以下「本事業」という。)とは、公社が令和4年度から令和6(2024)年度において、蓄電池システムを都内の住宅に設置する方に対して、その経費の一部を助成することにより、太陽光発電による電気の自家消費の増大、家庭における非常時のエネルギー自立性の向上を目的とするものです。

この事業の実施については、「家庭における蓄電池等導入促進事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)及び「家庭における蓄電池等導入促進事業助成金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについても必ずご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》



1.2 助成対象者 (交付要綱第3条参照)

本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる機器(以下「対象機器」という。)を所有する、次の者になります。

- ・所有する対象機器を都内の住宅に設置する個人又は法人
- ・所有する対象機器を他の者の東京都内の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人
- ・その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者

なお、国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

- * 助成対象者は、個人、法人を問いません。①個人または法人が申請する場合、②リース等の事業者等が個人または法人と共同で申請する場合の、合計2パターン^①の助成金交付申請様式(助成金交付要綱:第1号様式～第2号様式)を定めています。助成対象者に対応する様式を使用し、交付申請を行ってください。(交付要綱第8条関係)
- * 東京都以外にお住まいの方であっても、都内に対象機器を設置する場合は、申請可能です。
- * 対象機器から供給される電力等を使用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている必要があります。
- * 対象機器について、当該機器により供給された電力等が使用される住宅(以下「助成対象住宅」という。)の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人が助成対象者となります。
- * 賃貸住宅のオーナーが対象機器を設置し、入居者が電力需給契約を締結している場合など、助成対象者と電力需給契約者は異なっていてもかまいません。ただし、この場合は、対象機器を所有している賃貸オーナーが、申請してください。
- * リース等により対象機器を設置した場合は、当該機器等の所有権を有するリース等の事業者等を助成対象者とします。
- * 実施要綱に記載されている「リース等」の契約及び交付要綱に記載されている機器の貸与という表現については、契約の名称または契約当事者の呼称にかかわらず、貸主等(リース契約の貸手、または利用者との利用契約に基づき蓄電池を使用させる事業者)が設備を代わりに購入して借主等(リース契約の借手、または事業者との利用契約に基づく蓄電池の利用者)に使用させ、借主等は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主等に支払うものであればよいものとします。
- * 新築分譲マンション等については、助成対象住宅の所有者(住宅購入者)や管理組合等に対して、対象機器の所有権が引き継がれることを証する書類(重要事項説明書等)が提出できる場合、住宅供給事業者による、交付申請が可能です。(交付要綱第19条関係)
- * 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者である必要があります。

1.3 助成対象機器 (交付要綱第4条、第5条参照)

対象機器は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定に当たっては「1.9 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

(公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成事業において助成を受けたものを除く。

また、対象機器に対して東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合は併給できません。ご確認ください。)

●蓄電池システム

ア 蓄電容量1kWh 当たりの機器費が20万円以下であること。

イ 国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)により登録されているものであること。

・SIIホームページ <https://sii.or.jp/>

ウ 対象機器を購入した際の領収書の日付(領収日)が、令和4(2022)年4月1日から令和8(2026)年9月30日までのものであること。

エ 都内の住宅に新規に設置されたものであること。

オ 未使用品であること。

カ 対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること。

* 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器から供給される電力を使用する場合も対象となります。

* 蓄電池システムを電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合は、助成対象となります。

* 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。

* 対象機器を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書に記載されている<誓約事項>を必ず確認してください。)

●太陽光発電システム

ア 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)

イ 太陽光発電システムが既存のシステムの一部として増設されたものではないこと。

ウ 対象機器を購入した際の領収書の日付(領収日)が、令和4(2022)年4月1日から令和8(2026)年9月30日までのものであること。

エ 太陽光発電システムに係る領収書等に記載された領収日が、蓄電池システムに係る領収書等に記載された領収日の前後90日以内であること。

オ 都内の住宅(蓄電池システムと併せて当該太陽光発電システムが導入される住宅に限る。)に新規に設置されたものであること。

カ 未使用品であること。

キ 太陽光発電システムにより供給される電気が住宅の居住の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用するものであること。

※詳しくは太陽光発電システムの手引きで確認してください。

1.4 助成対象経費 (交付要綱第6条参照)

助成対象経費は、助成金交付申請を受付けて公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものに限ります。

ただし、令和4年4月1日から令和4年7月31日までに契約締結、リース契約締結又は工事をして助成対象機器を設置したもので、令和4年8月31日までに交付申請を行ったものに限り、設置後又は契約後の申請であっても助成対象経費となります。

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

●蓄電池システム

機器費(設備機器の購入等に要する費用。工事費・消費税除く。)(*)

(*)蓄電池システムの助成対象経費

蓄電池システムの機器費(設備機器の購入等に要する費用)

蓄電池部(リチウムイオン蓄電池)と電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等の助成対象機器に付随するものに限ること。)の両方を備えたもの。

※付帯設備(キュービクル、計測・表示装置等)、工事費(基礎工事、据付・配線工事等)は除きます。

●太陽光発電システム

機器費及び工事費(消費税及び地方消費税は除く。)

1.5 助成金の交付額 (交付要綱第7条参照)

本助成金の交付額は、次に定める金額(千円未満切り捨て)とします。

なお、蓄電池システム及び太陽光発電システムそれぞれの助成対象機器に対する交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

●蓄電池システム

助成対象経費の2分の1。

ただし、1戸当たりの上限額は次のいずれか小さい額とします。

【太陽光(4kW以上)と蓄電池を併せて設置の場合】

- ① SIIに登録された蓄電容量に1kWh 当たり 100,000 円を乗じて得た額
- ② 太陽光発電システムの発電出力に1kwh 当たり 200,000 円を乗じて得た額

【太陽光(4kW未満)と蓄電池を併せて設置又は蓄電池のみを設置の場合】

- ① SIIに登録された蓄電容量に1kWh 当たり 100,000 円を乗じて得た額
- ② 800,000 円

●太陽光発電システム

太陽光発電システムの発電出力が 50kW 未満のものが対象となります。

ア 新築単価(住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価をいう。建替えも含む。)

【太陽光発電システムの発電出力が 3.6kW 以下の場合】

次のいずれか小さい額とします。

- ① 1棟当たり 360,000 円
- ② 太陽光発電システムの発電出力(キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)に 120,000 円を乗じて得た額

【太陽光発電システムの発電出力が 3.6kW を超える場合】

太陽光発電システムの発電出力(キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)に 100,000 円を乗じて得た額

イ 既存単価(住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価をいう。)

【太陽光発電システムの発電出力が 3.75kW 以下の場合】

次のいずれか小さい額とします。

- ① 1棟当たり 450,000 円
- ② 太陽光発電システムの発電出力(キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)に 150,000 円を乗じて得た額

【太陽光発電システムの発電出力が 3.75kW を超える場合】

太陽光発電システムの発電出力(キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)に 120,000 円を乗じて得た額

※詳しくは太陽光発電システムの手引きで、確認してください。

1.6 助成金交付に係る交付申請 (交付要綱第8条、第9条参照)

(1) 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「助成対象者」という。)は、次の表の第一欄に規定する助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

第一欄 申請者＝対象機器の 購入者(所有者)	第二欄 申請書類
(a) 個人または法人である所有者 (個人:個人の賃貸マンションオーナー 法人:社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等)	1 家庭における蓄電池等導入促進事業 助成金交付申請書(個人・法人用) 【第1号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(b) 個人または法人に貸与する貸与者 (リース等の事業者等との共同申請)	1 家庭における蓄電池等導入促進事業 助成金交付申請書 (共同申請用) 【第2号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 16 ページ以降をご確認いただき、申請に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします

※太陽光発電システムに関する交付申請を行う場合は、蓄電池システムの交付申請と同時に提出してください。

(2) 申請受付期間

本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。

・令和 4(2022)年 6 月 22 日から令和7(2025)年 3 月 31 日(17時公社必着)まで

(3) 予算規模

・337 億円(令和4年度分)

予算額は、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の総額です。

※公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

1.7 手続代行者 (交付要綱第 10 条、第 11 条参照)

助成対象者は、本手引き 8 ページ「1.6 助成金交付に係る交付申請」による助成金の交付申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の交付申請に係る手続の代行を行う者(以下、「手続代行者」という。)は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

* 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。

- * 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

1.8 助成金の交付決定（交付要綱第12条参照）

公社は、本手引き8ページ「1.6 助成金交付に係る交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付します。

- * 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成対象者宛てとなります。対象機器の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- * 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。
- * 助成対象機器の蓄電池システムが助成要件を満たさず助成対象外となった場合、上乘せ補助となる太陽光発電システムも対象外となります。
- * 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して7日以内に、申請の撤回をすることができます。（第7号様式）（助成金交付要綱第14条参照）一度申請を撤回した対象機器については、再申請はできませんのでご了承ください。

1.9 助成金交付の条件（交付要綱第13条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第13条を参照してください。

(1) 補助金等の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金に交付を重複して受給しないこと。

(2) 現地調査への協力

公社は、対象機器の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。

申請者は、対象機器から供給される電力等を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。（助成金交付申請書に記載されている〈誓約事項〉を必ずご確認ください。）

(3) 公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

(4) 助成対象住宅の所有者の承諾

助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。

(5) 安全性等の確認

助成対象機器について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象機器の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

(6) 成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が 50%を超える法人については、公社又は東京都から要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し提供することとします。

また、公社又は東京都から要請があった場合には、住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発を実施することとします。

2.1 実績の報告 (交付要綱第 21 条参照)

(1) 助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者(以下、「助成事業者」という。)は、次の表の第一欄に規定する助成事業者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成事業者又は手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

第一欄 申請者＝対象機器の 購入者(所有者)	第二欄 申請書類
(a) 個人または法人である所有者 (個人:個人の賃貸マンションオーナー等、 法人:社宅の法人オーナー、法人の賃貸マ ンションオーナー等)	1 家庭における蓄電池等導入促進事業 助成事業実績報告書(個人・法人用) 【第3号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出くださ い。)
(b) 個人または法人に貸与する 貸与者 (リース等の事業者等との共同申請)	1 家庭における蓄電池等導入促進事業 助成事業実績報告書(共同申請用) 【第4号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出くださ い。)

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 16 ページ以降を
ご確認ください、申請に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします

(2) 実績報告受付期間

実績報告は、対象機器を設置後、以下の日までに提出してください。

① 公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結するもの

・対象機器を設置した日(領収日)から 180 日を経過する日又は令和 8(2026)年 9 月 30 日(17 時 公社必着)のいずれか早い日まで

※ リース等の契約を締結する場合は、リース等の契約開始日から 180 日を経過する日又は令和 8(2026)年 9 月 30 日(17 時公社必着)のいずれか早い日まで

② 令和 4(2022)年 7 月 31 日までに売買契約又はリース契約を締結しているもの

・令和 4(2022)年 8 月 31 日までの交付申請時に対象機器が設置済みの場合、交付申請を行う日と同じ日(令和 4(2022)年 8 月 31 日まで)

・交付申請時に対象機器が未設置の場合、助成対象機器を設置した日から 180 日を経過する日又は、令和 8(2026)年 9 月 30 日のいずれか早い日まで

※領収日が複数ある場合はいずれか遅い日とします。

※ 太陽光発電システムに関する実績報告を行う場合は、蓄電池システムの実績報告と同時に提出してください。

2.2 助成事業の変更について (交付要綱第 17 条参照)

「1.8 助成金の交付決定」により交付決定した申請機種の型式変更及び助成対象経費の変更について、新製品の販売等により異なる型式の機器を設置した場合は、実績の報告時に変更後の内容として提出することで助成事業の変更を行うことができます。型式の変更が認められるのは、「1.6 助成金交付に係る交付申請」による助成金申請金額を上回らない範囲であること、本事業の助成対象機種であることが条件です。

※交付決定金額の増額は承認しません。

2.3 助成金の確定及び助成金の交付 (交付要綱第 22 条参照)

公社は、本手引き 11 ページ「2.1 実績の報告」により実績報告を受けた後、当該実績報告の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金額を確定します。

本助成金額の確定後、助成事業者に対して助成金確定通知書を送付し、助成金を支払います。

* 助成金の確定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成事業者宛となります。対象機器の設置場所が助成事業者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。

2.4 管理、譲渡等の報告等 (交付要綱第 16 条、18 条、第 19 条、第 23 条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象機器の管理を行い、(2)～(3)に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

(1) 助成事業者は、対象機器について、対象機器の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。この場合において、助成事業者は、対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければなりません。

(2) 法定耐用年数の期間に、助成事業者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、速やかに助成事業者は、助成事業者情報の変更届出書(第8号様式)を公社に提出しなければなりません。

(3) 法定耐用年数の期間内に、対象機器が相続、法人の合併、分割により地位を継続して保持しようとする者(一般承継事業者)は、一般承継による助成事業者の地位承継届出書(第 9 号様式)を公社へ提出しなければなりません。また、地位を辞退する場合には、一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書(第 10 号様式)を公社へ提出をしなければなりません。

本助成金が支払われる前に辞退の申請を受けた場合は助成事業を廃止し、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知します。また、本助成金が支払われた後に辞退の申請を受けた場合は、公社は辞退者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。請求を受けた辞退者は速やかにこれを納付しなければなりません。公社は、算出金の納付を受けて、辞退者に承認を通知します。

(4) 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合は、速やかに契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第 12 号様式)を公社に提出しなければなりません。ただし、助成対象設備の設置日から法定耐用年数の期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除きます。

公社は、申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合は、契約等による助成事業者の地位承継承認通知書(第 13 号様式)により、不承認とする場合は助成事業者の地位承継不承認通知書(第 14 号様式)により、申請者に通知します。

* 対象機器の法定耐用年数は以下のとおりです。

- ・ 蓄電池システム(6 年)
- ・ 太陽光発電システム(17 年)

* 助成事業者は、対象機器の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

2.5 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等(交付要綱第 19 条参照)

(1) 助成事業者が住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)である場合において、当該住宅供給事業者が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等(以下「助成新築分譲住宅等」という。)を販売し、助成対象機器の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者(以下「譲受者」という。)に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から速やかに、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第 12 号様式)を公社に提出しなければなりません。

(2)(1)の場合においては、助成事業者における助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転します。

(3)助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に(2)に規定する内容を記載し、譲受者がこの内容に反することないように、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

(重要事項記載例)※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが以下の内容について原則全て反映させてください。

蓄電池システム及び太陽光発電システム(以下「助成対象機器」という。)は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)より「家庭における蓄電池導入促進事業」の助成金を受けています。助成対象機器を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器の管理を行い、④～⑤、⑦に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、譲受者(以下「買主」という。)は、当該現地調査等に協力すること。
- ② 集合住宅に助成対象機器を設置した場合は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ③ 買主は、助成対象機器について、助成対象機器の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。蓄電池システム:6年、)太陽光発電システム:17年)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ④ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、買主は、助成事業者情報の変更届出書(第6号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器の譲渡等により当該対象機器等の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から速やかに、助成事業者は、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第12号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑥ 買主は、公社の承認を受けないで、助成対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑦ 買主は、助成対象機器の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第18号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑧ 公社は、助成対象機器の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。
- ⑨ 買主は、前文の承認を受けて助成対象機器の処分をし、収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の金額を公社に納付しなければならない。

(4)住宅供給事業者は、新築分譲住宅等の販売後、譲受者が第13条及び第24条から第31条までの義務の遵守を行うよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

2.6 財産の処分 (交付要綱第24条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象機器の処分について制限がありますので、ご注意ください。

(1) 助成事業者は、公社の承認を受けないで、対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはなりません。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではありません。

- (2) 助成事業者は、(1)本文の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第 18 号様式)を、公社に提出するものとします。
- (3) 公社は、(2)の申請を受けたときは、速やかに(1)本文の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を(2)の申請をした者に通知するものとします。
- (4) 助成事業者は、(1)本文の承認を受けて対象機器の処分をして収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額を公社に納付しなければなりません。

2.7 交付決定の取消し (交付要綱第 25 条参照)

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- (1) 助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は交付要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき
- (3) 対象機器に対して、都における他の助成金が交付されていることが判明したとき

2.8 助成金の返還 (交付要綱第 26 条参照)

- (1) 助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- (2) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、本手引き 7 ページ「1.5 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 助成事業者は、(1)及び(2)により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- (4) 助成事業者は、(3)の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第 20 号様式)を提出しなければなりません。

2.9 違約加算金及び延滞金 (交付要綱第 27 条、第 28 条参照)

- (1) 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、助成事業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。

- (2) 助成事業者は、(1)による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (3) 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- (4) 助成事業者は、(3)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.10 他の助成金等の一時停止等(交付要綱第 29 条参照)

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.11 個人情報の取り扱い(交付要綱第 33 条参照)

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、地方公共団体等が行う蓄電池等の設置に係る補助金その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください。)

申請書類及び添付書類(本手引き 21 ページ 4.1 申請様式の記載例・添付書類)の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

また、相談窓口にて問合せの多い質問については、公社(クール・ネット東京)のホームページに、随時、「よくある質問」として更新していく予定です。

こちらにつきましても、ご確認いただきますようお願いいたします。

【ホームページ】「よくある質問」

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

- * 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公社に提出された書類を電子メールやFAX等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。

(2) 設置予定機器の見積書

公社の指定する様式で作成してください。(本手引き 27 ページ)

指定の様式で作成できない場合、下記必須項目を記載し、社判を押印の上、提出してください。

- ① 見積書に発行者(販売事業者)の捺印があること
- ② 対象機器設置場所住所が明記されていること
- ③ 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること
- ④ 対象機器のパッケージ型番が正確に記載されていること
- ⑤ 対象機器の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず)が明確に記載されていること

※ 太陽光発電システムを新規で同時に設置する場合は、蓄電池システムと太陽光発電システム両方の見積書が必要です。

(3) 対象機器の売買契約書の写し

売買契約書の下記内容が分かる書類を提出してください。

また、併せて公社の指定する様式で下記該当箇所が分かる一覧を作成の上、提出してください。

- ① 契約日締結日
- ② 契約者名(助成対象者であること)
- ③ 工事内容
- ④ 発行者
- ⑤ 発行会社印

※ 売買契約日は交付決定日より後のものであること。(同日でも可。)

※ 契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている最終の契約書を提出すること。

※ 停止条件付契約の取扱いがある場合は、当該記載のある個所の写しを提出すること。

(4) 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳

- ① 領収書に下記必要項目の記載が出来ない場合や記載がない場合は、必ず公社の定める様式で領収書内訳を作成し原本を提出してください。

・宛名(助成対象者名であること) ・領収金額 ・助成対象経費(機器費のみ。工事費、消費税含まず) ・設置場所住所 ・対象機器メーカー名 ・対象機器パッケージ型番 ・製造番号 ・収入印紙及び割印(消印) ・領収日 ・発行者(販売事業者)名 ・発行者(販売事業者)捺印
--

・販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」(※1)

- ② 新築の場合など、対象機器以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、①の項目を証明していただくため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ③ 複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器 1 台ごとの助成対象経費、対象機器の製造メーカー名、対象機器のパッケージ型番等上記①の内容が記載されたものが必要です。必要に応じて領収書内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ④ 収入印紙及び割り印(消印)が確認できるものが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但し書きの記載が「立替払い」となっている等。)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。

また、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の控えが必要です。

・電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。

- ⑤ 個別クレジットを利用する場合には、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です。

なお、個別クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。

・銀行振込証は認められません(クレジット払いなどの領収書作成例は本手引き 37 ページをご参照ください。但し、提出する際は上記①の項目が全て記載されていることが必要です。

- ⑥ 領収書に記載された対象機器に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

- (※1) 領収書に助成対象金額等必要な項目が記載できない場合は、別紙「対象機器に関する領収書内訳について」(本手引き 36 ページ参照)を提出してください。

・「対象機器に関する領収書内訳について」の金額と、助成事業実績報告書(2/3) ページ内の(6)における「購入金額」は同額となります。

(5) 対象機器の保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。
(注意)複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番、製造番号等がわかるものとしてください。
- ③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。(本手引き 39 ページ参照)

(6) 対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力等を使用する住宅の全景写真

- ① 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。
- ② 対象機器を設置する建物と対象機器から供給される電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- ③ 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても構いません。
- ④ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。

※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

※Google マップ等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。

(7) 助成対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
- ② 型番と製造番号が1枚に写っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。

- ③ 雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑥ 蓄電池は、蓄電池ユニット本体の型番及び製造番号(銘板)を撮影して提出してください。なお、ケース表面に銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の銘板写真の提出を求めることがあります。

(8)口座情報の写し

助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明する書類です。

以下の助成金振込口座情報の記載がはっきりわかる通帳のコピー等を提出してください。なお、記載が分かれている場合は複数枚でも構いません。

・ 金融機関名(コード) ・ 支店名(コード) ・ 預金種類 ・ 口座番号 ・ カタカナの口座名義

- ※ 助成金申請者と同一の口座名義であること
- ※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの、もしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名(コード)、支店名(コード)、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

(9)太陽光発電システムの出力を確認できる書類

太陽光発電システムの発電出力を証明するものです。太陽光発電システムがすでに設置されている場合は、以下の書類のうちいずれか一つの写しを提出してください。

- ①再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書(設備認定通知書)
- ②買取期間満了通知書
- ③電力会社の買取明細
- ④接続契約のご案内

- ※「発電出力(kw)」の記載があること
- ※ 上記の書類の提出が困難な場合は、太陽光発電システムの発電出力がわかる蓄電池システム及びパワーコンディショナー、太陽光モジュールの保証書や仕様書等の提出してください。

4.1 申請様式の記載例・添付書類

記載例：第1号様式助成金交付申請書(個人・法人用)

(第1号様式)

(1/3)

個人・法人申請用	リース事業者の場合は様式が異なります。ご確認ください。	交付決定番号	
		記入日	西暦 2022 年 7 月 1 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

家庭における蓄電池導入促進事業 助成金交付申請書(個人・法人用)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入してください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

- (1)東京都及び公社(クール・ネット東京)の他助成金への申請状況
助成対象機器について、都及び公社の助成金を重複して受けていないことが必要です。確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。

確認事項	以下の事業について、重複申請はしていません。
	<input checked="" type="checkbox"/> 東京ゼロエミ住宅導入促進事業 含むその他 東京都と公社が実施する事業

(2)助成申請者に関する情報

- (i)申請者に関する情報を証明するため、個人の場合は運転免許証(申請者の氏名・住所が確認できるもの)の写し等、申請者本人確認書類、法人の場合は、法人申請者の実在証明書類を提出いただきます。
このため、本欄記入事項と申請者本人確認書類または実在証明書類の記載内容が一致していることを確認してください。
◆公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、交付決定通知書等を送付します。

申請者氏名/法人名 /管理組合名	フリガナ トウキョウ ハナコ	電話番号(※)	03-XXXX-XXXX
	東京 花子	電子メールアドレス (任意)	XXX-XXX-XXXX @ XX.X.co.jp
法人代表者役職名 (法人のみ)	見積書の宛先(注文者)と一致していることをご確認ください。	フリガナ	申請者住所は都外でも構いません。住居表示による住所で、添付の本人確認書類と一致させてください。
申請者住所	〒 163 - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。) 東京 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇1-2-3 ●●マンション201号室		

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記

(3)対象機器設置場所に関する情報

- (i)都内の住宅に設置されることを確認するため、設置

対象機器を 設置する建物の 住所	選択項目(□)については、枠内の該当する項 チェック(✓)等を入れてください。	□ 助成申請者住所と同じ	☑ その他(下記に住所記載)
	〒 XXX - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)	東京 都	千代田 市区町村

(4)対象機器に関する情報

- (i) 枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
- (ii) 複数台数の申請を行う場合は、1台又は1システムごとに記入してください。

電力を供給する住宅の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅 (住戸専有部)	<input type="checkbox"/> 集合住宅 (住戸共用部)
パッケージ型番・設置台数	TK-1234ABC-D	1	台
設備容量	6.0	kWh (蓄電容量)	2022/12/12
	5.4	kW (定格出力)	
			台
			kWh (蓄電容量)
			kW (定格出力)

(※) 蓄電池システムの売買契約予定日を記入してください。実際の契約日

SIIに登録されているパッケージ型番、設備容量を記入してください。

(5)太陽光発電システムに関する情報

- (i) 枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
- (ii) すでに設置している方は、設置済みの太陽光発電システムの発電出力(kw)を記入してください。発電出力が不明の場合は「わからない」にチェック(✓)を入れてください。
- (iii) 同時設置する方は、設置予定の発電出力(kw)を記入してください。
- (iv) 発電出力は、太陽光発電システムの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値を記入してください。

太陽光発電システムの設置状況	<input type="checkbox"/> 設置なし	設置済みの発電出力	<input type="checkbox"/> わかる ⇒	kw
	<input type="checkbox"/> すでに設置している		<input type="checkbox"/> わからない	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同時に新規で設置する(購入)	設定予定の発電出力	5.5	kw
		売買契約予定日(※)	2022/12/12	

(※) 太陽光発電システムの売買契約予定日を記入して下さい。実際の契約日は交付決定をした日より後である必要があります。

(6)助成申請金額に関する情報

- (i) 対象機器費に係る見積書等の提出が必要です。
- (ii) 購入予定金額欄に記入する金額は、見積書等に記入された対象機器に係る機器費の金額と一致する必要があります。

	購入予定金額(税抜) (購入予定金額の内、対象機器費のみ)	助成申請金額(※1) (千円未満切捨)	購入予定金額/蓄電容
1	1,200,000 円	600,000 円	200000.0 円/kWh
2	円	円	円/kWh

- (※1) 「購入予定金額」に対して規定の助成率を乗じた金額、蓄電容量×10万円、上限額のいずれか小さい額を記入してください。
- (※2) 交付要件は蓄電容量1kWh当たりの機器費が20万円以下です。20万円を超えると助成金不交付となりますのでご注意ください。小数点第一位まで記入して下さい。

購入予定金額÷(4)に記入した蓄電容量
小数点第一位まで記入してください。

(7)手続代行者に関する情報

申請者以外が手続を代行する場合は、以下枠内にも記入してください。
その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続代行者に行います。

法人名	環境エネルギー販売株式会社		担当者電話番号	03-1234-XXXX
			電子メールアドレス	●●●●@△△.co.jp
会社または拠点の代表者	役職名	東京店店長	氏名	環境 太郎
担当者部署名	販売課		担当者名	環境 次郎
代行者住所	〒 111 - XXXX	東京 都道府県	区市町村	△△3-4-5

手続代行者がいる場合にご記入ください。
都外の場合でも構いません。

(8)実績報告書との同時提出の有無

令和4年7月31日までに対象機器の売買契約を締結し、交付申請時に機器設置済みの場合は、本申請書と実績報告書を同時に提出しなければなりません。
本申請書と実績報告書を同時に提出する場合には「有」にチェックを入れてください。

同時提出	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
------	----------------------------	---------------------------------------

<誓約事項> ※必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をお読みいただき、文末の欄に(✓)チェックを入れてください。

私は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

(1)	交付申請 本事業の交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解している。 なお、公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを承知している。 また、手続代行者がいる場合は手続代行者も含め、提出前に必ず申請書をコピーし、控えている。
(2)	助成対象者 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められる者でない。
(3)	交付決定前の事業着手の禁止 交付決定通知書を受領する前に本事業の契約又は工事に着手した場合には、助成金の交付対象とならないことを了承している。
(4)	他の助成金等の受給 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給できないこと、また区市町村から交付される助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給できないことを理解している。
(5)	申請の無効 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。 万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
(6)	個人情報の利用 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了承している。
(7)	交付決定 助成率及び助成金の上限額について理解し、交付決定は助成金額を確定しているものではないことを了承している。
(8)	免責 公社は、申請者、手続代行者、施工会社等の中で生じる問題に関して関与しないことを了承している。 また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。
(9)	現地調査等の協力 助成事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
(10)	手続代行者への連絡 公社が発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことを公社は手続代行者へも連絡する場合があることについて、了承している。
(11)	交付要綱等の遵守 本事業の交付要綱その他法令の規程を遵守することを了承している。
(12)	対象設備を設置する住宅等の所有者の承諾について 申請者は、申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている。
(13)	暴力団排除に関する誓約事項 本事業の交付要綱の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。 また、この誓約に違反又は相違があり、本事業の交付要綱の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、本事業の交付要綱に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。 あわせて、貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
(14)	手続代行者に関する誓約事項 ●本事業の交付要綱の規定に基づき、助成対象者から交付申請に係る手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、各号に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。 ●貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。 ●手続代行者は、交付要綱及びその他公益財団法人東京都環境公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努めることを誓約いたします。 ●手続代行者が行う手続きについての調査より、手続代行者が交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じることに同意いたします。
(15)	専属的合意管轄裁判 申請に係る申請者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
(16)	注意事項 ●提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。 ●申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類（公社に返送されたものは除きます。）は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。 ●申請に関して不明な点は、申請の手引を参照ください。
(17)	設置施工の安全性確保について 申請者は、対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請している。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じることを誓約いたします。

※この同意書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団員を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

全ての項目を確認していただき、同意の上チェックをしてください。

同意日 西暦 2022 年 7 月 1 日

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。 (手続代行者が申請する場合には、上記の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。)</p>
-------------------------------------	---

申請書類・必要添付書類リスト

(a) 個人または法人が申請する場合

(申請書記載例は 21 ページ以降参照、書類作成上の留意事項は 16 ページ以降参照)

【個人・法人申請】 申請書類・必要添付書類リスト ◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		確認事項	チェック欄	備考
1	第1号様式 「助成金交付申請書(個人・法人用)」	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月1日から令和8年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 本助成金の交付申請を令和7年3月31日までにすること。 確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上☑をいれること 	<input type="checkbox"/>	集合住宅等で、複数戸に対象機器を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	申請者(個人)本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障がい者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障がい者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード <p>※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り) ※日本で発行されたものであること</p>	<input type="checkbox"/>	【申請者が 個人 の場合に提出が必要】
3	申請者(法人)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<input type="checkbox"/>	【申請者が 法人 の場合に提出が必要】
4	設置予定機器の見積書(写し)	<p>会社の定める様式で作成すること</p> <p>ただし、会社の定める様式を使用できない場合は、以下の内容が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器の「パッケージ型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費は含まず。)が明確に記載されていること 	<input type="checkbox"/>	・複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの
5	太陽光発電システムの出力を確認できる書類	<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書(写し) 以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④設置予定の太陽光発電システムの「発電出力」が記載されていること ⑤対象機器の金額(機器費と工事費。消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること 	<input type="checkbox"/>	【太陽光を 同時に新規で設置 した場合提出が必要】
		<p>既設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書(設備認定通知書) ②買取期間満了通知書 ③電力会社の買取明細 ④接続契約のご案内 ※「発電出力(kw)」の記載があること 	<input type="checkbox"/>	【太陽光が すでに設置済み の場合提出が必要】
6	重要事項証明書(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第18条、第19条、第23条及び第24条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(参考:「助成金申請の手引き」を参照) 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時は案文を提出すること ただし実績報告の際には、住宅購入者に提示した原本の写しを提出する必要あり 【住宅供給事業者が申請する場合に必要】
7	その他公社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	

申請書類・必要添付書類リスト

(b) リース等の事業者等が個人または法人と共同で申請する場合 (留意事項は16ページ以降参照)

【共同申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類 確認事項	チェック 欄	備考
1	第2号様式 「助成金交付申請書(共同申請用)」	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月1日から令和8年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 本助成金の交付申請を令和7年3月31日までにすること。 確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上☑をいれること 	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対象機器を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	対象機器使用者(個人)本人 確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障がい者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障がい者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード <p>※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り) ※日本で発行されたものであること</p>	<input type="checkbox"/>	【使用者が 個人 の場合に提出が必要】
3	対象機器使用者(法人)実在 証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<input type="checkbox"/>	【使用者が 法人 の場合に提出が必要】
4	対象機器所有者(リース等 の事業者等)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<input type="checkbox"/>	
5	設置予定機器の見積書(写し)	<p>公社の定める様式で作成すること</p> <p>ただし、公社の定める様式を使用できない場合は、以下の内容が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器の「パッケージ型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること 	<input type="checkbox"/>	※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの
6	太陽光発電システムの出力を 確認できる書類	<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書(写し) 以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④設置予定の太陽光発電システムの「発電出力」が記載されていること ⑤対象機器の金額(機器費と工事費、消費税、諸経費は含まず。)が明確に記載されていること 	<input type="checkbox"/>	【太陽光を 同時に新規 で設置した場合提出が必要】
		<p>既設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書(設備認定通知書) ②買取期間満了通知書 ③電力会社の買取明細 ④接続契約のご案内 ※「発電出力(kw)」の記載があること 	<input type="checkbox"/>	【太陽光が すでに設置 済みの場合提出が必要】
7	その他公社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	

申請者本人確認書類 貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○申請者本人確認書類 貼り付け欄 ※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

助成金交付申請書の申請者情報（氏名及び住所）を証明するものです。

下記の書類のうち、いずれか一つのコピーをご提出ください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）※該当箇所をマスキングすること
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート（住所の記載がない場合は受付不可）
- ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障がい者手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 精神障がい者保健福祉手帳
- ⑨ 運転経歴証明書
- ⑩ マイナンバー個人番号カード（裏面は不要）

※ 公社で申請を受付けた時点で有効期限内であること

※ 記載内容がはっきりと確認できるもの

※ 現住所・氏名の記載があること

※ 氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）の写しが必要

※ マイナンバー個人番号カードの裏面にある個人番号は不要

※ 日本で発行されたものであること。

※ 健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること。

（付箋等で隠すか、写しを黒塗り）

セロハンテープで貼り付けて下さい。

マスキングの例

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	〇〇〇〇
		〇〇年〇〇月〇〇日交付
	記号	番号
	■■■■ ■■	■■■■■■■■■■
氏名	□□ □□	
生年月日	□□ □□年 □□月 □□日	
性別	△	
資格取得年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
事業所名称	□□ 会社	
保険者番号	■■■■■■■■■■	
保険者名称	全国健康保険協会 □□支部	
保険者所在地	□□市□□町〇丁目〇〇番地	

見積書指定様式

20××年 00 月 00 日

見積書

〇〇〇〇 様

設置場所住所

東京都〇〇区〇〇1-2-3

株式会社 〇〇電気

株式会社
〇〇電気
印

下記のとおりお見積りさせていただきます。

蓄電池	メーカー	〇〇DENKI
	型番	XXXX-00-A00

対象機器の金額	
機器費 (助成対象)	¥1,200,000 ※
機器費 (助成対象外)	¥150,000
その他工事費	¥280,000
合計	¥1,630,000
消費税	¥163,000
総額	¥1,793,000

※機器費 (助成対象) は、パッケージに係る機器費です

記載例：第3号様式助成事業実績報告書(個人・法人用)

(第3号様式)

(1/3)

個人・法人申請用

リース事業者の場合は様式が異なります。ご確認ください。

記入日 西暦 2023 年 2 月 12 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

家庭における蓄電池導入促進事業 助成事業実績報告書(個人・法人用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱」に同意のうえ、要綱第21条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

(1)東京都及び公社(クール・ネット東京)の他助成金への申請状況

助成対象機器について、都及び公社の助成金も交付を重複して受けていないことが必要です。

確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。

確認事項	以下の事業について、重複申請はしていません。
<input checked="" type="checkbox"/>	東京ゼロエミ住宅導入促進事業 含むその他 東京都と公社が実施する事業

(2)助成申請者に関する情報

(i)実績報告時の添付書類である対象機器に係る領収書の宛先(注文者)は、下記の助成申請者の氏名が記入されているものに限りです。

(ii)交付要綱第12条に規定する助成金交付決定通知書に記載されている交付決定番号(アルファベットSS+5)

「助成金交付決定通知書」の交付決定番号	SS00000
---------------------	---------

交付決定通知書を受け取った方は、通知書に記載の交付決定番号を記入してください。

◆公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、額確定通知書を送付します。

申請者氏名/法人名/ 管理組合名	フリガナ トウキョウ ハナコ	電話番号(※)	03-XXXX-XXXX
	東京 花子	電子メールアドレス	XXX-XXX_XXXX @ XXX.co.jp
法人代表者役職名 (法人のみ)		フリガナ	法人代表者氏名 (法人のみ)
申請者住所	〒 163 - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)		
	東京	都道府県	〇〇 区市町村
			〇〇1-2-3 ●●マンション201号室

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。法人の場合は、直通番号を記入してください。

・上記申請者の方が、マンション管理組合の代表者である場合は、以下の欄も記入してください。

(3)対象機器設置場所に関する情報

- (i) 選択項目(□)については、実績報告時点で、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
- (ii) 助成対象機器が都内の住宅に設置されていることを確認するため、設置機器の領収書等に記載のある設置場所の住所と一致していることを確認してください。
申請時に添付していただく写真で、「住宅」との確認ができない場合は、当該建物の「登記事項証明書」(原本)等を求める場合があります。
- (iii) 対象機器の使用者を代表する方について、氏名を記入してください。

対象機器を 設置する建物の 住所	選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)等を入れてください。		<input type="checkbox"/> 助成申請者住所と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> その他(下記に住所記載)
	〒	XXX - XXXX	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)	
	東京 都	千代田	<input checked="" type="checkbox"/> 区市 町村	千代田〇丁目〇番〇号

(4)対象機器に関する情報

対象機器について、複数台数の申請を行う場合は、1台又は1システムごとに記入してください。

電力を供給する 住宅の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅 (住戸専有部)	<input type="checkbox"/> 集合住宅 (住戸共用部)
パッケージ型番・設置台数	設備容量	設置年月日(※)	
1 TK-1234ABC-D 1 台	6.0 kWh (蓄電容量)	2023/1/29	
	5.4 kW (定格出力)		
2 台	kWh (蓄電容量)	領収書の日付(領収日)を記入してください。	
	kW (定格出力)		

(※)蓄電池システムの領収書の日付(領収日)を記入してください。

(5)太陽光発電システムに関する情報

- (i) 枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
- (ii)すでに設置している方は、設置済みの太陽光発電システムの発電出力(kw)を記入してください。発電出力が不明の場合は「わからない」にチェック(✓)を入れてください。
- (iii)同時設置する方は、太陽光発電システムの発電出力(kw)を記入してください。
- (iv)発電出力は、太陽光発電システムの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値を記入してください。

太陽光発電システムの 設置状況	<input type="checkbox"/> 設置なし		
	<input type="checkbox"/> すでに設置している	設置済みの発電出力	<input type="checkbox"/> わかる ⇒ kw <input type="checkbox"/> わからない
	<input checked="" type="checkbox"/> 同時に新規で設置した(購入)	設置した発電出力	5.5 kw
		設置年月日(※)	2023/1/29

(※)太陽光発電システムの領収書の日付(領収日)を記入してください。

(6)助成申請金額に関する情報

- (i) 対象機器費が完済されていることを確認するため、領収書等の提出が必要です。
- (ii) 購入金額欄に記入する金額が、領収書等に記載された対象機器に係る機器費の金額と一致する必要があります。

	購入金額(税抜) (購入予定金額の内、機器費を記入)	助成申請金額 (千円未満切捨)(※1)	購入金額/蓄電容量 (円/kWh)(※2)
1	1,200,000 円	600,000 円	200,000.0 円/kWh
2	円	円	円/kWh

- (※1)「購入予定金額」に対して規定の助成率を乗じた金額、蓄電容量×10万円、上限額のいずれか小さい額を記入してください。
- (※2) 交付要件は蓄電容量1kWh当たりの機器費が20万円以下です。20万円を超えると助成金不交付となりますのでご注意ください。
小数点以下第一位まで記入してください。

(7) 手続代行者に関する情報

申請者以外が助成金申請に係る手続を代行する場合は、以下の枠線内も記入
 その場合、会社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続代行

手続代行者がいる場合にご記入ください。
 都外の会社でも構いません。

法人名	環境エネルギー販売株式会社		代表者電話番号	03-1234-XXXX	
			電子メールアドレス	●●●● @ ΔΔ.co.jp	
会社または拠点の代表者	役職名	東京店店長		氏名	環境 太郎
担当者部署名	販売課			担当者名	環境 次郎
代行者住所	〒	111	-	XXXX	
	東京	都道府県	ΔΔ	区市町村	ΔΔ3-4-5

(8) 助成金振込先に関する情報

- (i) 助成金振込先の口座名義は、(1)記載の助成申請者の氏名と同一にしてください。
- (ii) マンション管理組合における理事長等の代表者において、当該管理組合が所有する対象物件の助成金振込先の口座名義を(1)の管理組合名と同一にしてください。
- (iii) 口座名義は必ずカタカナで記入して下さい。

添付の口座情報と一致させてください。

金融機関名	XXXX銀行					
支店名	XXX支店					
金融機関コード	0	0	0	0	支店コード	0 0 0
口座名義(※) (カタカナ)	トウキョウ ハナコ					
口座番号 (右詰)	X	X	X	X	X	X

預金種類 (該当項目に✓) 普通 当座

実績報告書・必要添付書類リスト

(a) 個人または法人が申請する場合（報告書記載例は28ページ以降参照、書類作成上の留意事項は16ページ以降参照）

【個人・法人申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
1 第3号様式 「助成金事業実績報告書(個人・法人用)」	・個人または法人が申請する場合の様式	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対象機器を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2 設置機器の売買等契約書(写し)	・売買等契約書の日付が 交付決定日より後 のものであること 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容	<input type="checkbox"/>	・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。
3 設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳(原本)	・領収書の日付が令和4年4月1日から令和8年9月30日までの間のものであること(※1) ・以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器パッケージ型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・会社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	<input type="checkbox"/>	(※1)領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (※2)領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要。 なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4 設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること)
5 対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器が写っていない可 ・対象機器を設置する建物と、対象機器が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	<input type="checkbox"/>	
6 対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	<input type="checkbox"/>	蓄電池ユニットのみ

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
7	口座情報の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の内容が記載されていること ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種類 ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人名 ※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページ等
8	太陽光発電システムの出力を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・接続契約のご案内(写し) ※太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の写し ※「発電出力(kw)」の記載があること	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 【太陽光を同時に新規で設置した場合提出が必要】 ※既設の場合は、提出不要
9	重要事項証明書等 (住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第18条、第19条、第23条及び第24条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(助成金申請の手引きを参照) 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 【住宅供給業者が申請する場合に必要】
10	その他会社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>

実績報告書・必要添付書類リスト

(b) リース等の事業者等が個人または法人と共同で申請する場合 (留意事項は16ページ以降参照)

【共同申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類			チェック欄	備考
提出書類名称	確認事項			
1	第4号様式 「助成事業実績報告書(共同申請用)」	・個人または法人に貸与する貸与者が申請する場合の様式	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対象機器を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	設置機器のリース等契約証明書(写し)	・リース等契約書の日付が 交付決定日より後 のものであること。 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所 ④サービス開始日および終了日 ⑤リース等期間 ※6年(法定耐用年数)以上であること	<input type="checkbox"/>	・リース等の料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。
3	設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳	・領収書の日付が令和4年4月1日から令和8年9月30日までの間のものであること(※1) ・以下の内容が記載されていること ① 宛名(所有者名であること) ② 領収金額 ③ 助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④ 設置場所住所 ⑤ 対象機器メーカー名 ⑥ 対象機器パッケージ型番 ⑦ 製造番号 ⑧ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨ 領収日 ⑩ 発行者(販売事業者)名 ⑪ 発行者(販売事業者)捺印 ※ 但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	<input type="checkbox"/>	(※1) 領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (※2) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要。 なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきれない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器が写ってなくても可 ・対象機器を設置する建物と、対象機器が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	<input type="checkbox"/>	
6	対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	<input type="checkbox"/>	蓄電池ユニットのみ

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
7	口座情報の写し	以下の内容が記載されていること ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種類 ④口座番号 ⑤口座名義人氏名・カタカナ (※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること)	<input type="checkbox"/> 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページ等
8	太陽光発電システムの出力を確認できる書類	・接続契約のご案内(写し) ※太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の写し ※「発電出力(kw)」の記載があること	<input type="checkbox"/> 【太陽光を同時に新規で設置した場合提出が必要】 ※既設の場合は、提出不要
9	その他会社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>

対象機器領収書(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器 領収書(コピー)貼り付け欄

※ 用紙サイズがA4でない場合は本台紙をご利用ください。

● 当該機器の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。

※ クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など対象機器の購買を証明する書類を作成してください。(本手引き 18 ページ参照)

セロハンテープで貼り付けて下さい。

以下の内容がはっきり確認できるものをご提出ください。

- ① 宛名(助成申請者名であること)
- ② 領収金額
- ③ 助成対象経費(税抜き)
- ④ 設置場所住所
- ⑤ 対象機器メーカー名
- ⑥ 対象機器パッケージ型番
- ⑦ 製造番号
- ⑧ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの
- ⑨ 領収日
- ⑩ 発行者(販売事業者)名
- ⑪ 発行者(販売事業者)捺印

※ 但し書きに③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。

- ・ 販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」(本手引き 36 ページ参照)

※ クレジットカード・ローン等の理由で収入印紙(⑧)がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但し書きの記載が「立替払い」となっている等)は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。

※ 電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。

※この用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(領収書内訳書について)【蓄電池システム】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長あてに作成してください。

申請者と同一である必要があります。

対象機器に関する領収書の内訳について

「東京 花子」様宛に発行した蓄電池システムに係る領収書は、●年●月●日付け領収書(領収書番号 ABC2468-DEF)のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおり、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日と領収書番号を明確にしてください。
領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書年月日と領収書番号を記載してください。

1	機器費 (税抜)	〇,〇〇〇,〇〇〇 円	機器本体額 (消費税抜き)「助成対象金額に関する情報」の購入金額と一致すること。
2	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	「設置場所住所に関する情報」の設置場所住所と一致すること。
3	メーカー名	×〇×〇株式会社	
4	パッケージ型番	TK-1234ABC-D	SIIに登録されているメーカー名及びパッケージ型番を記載してください。
5	蓄電池ユニット製造番号 (※)	△△-△△△△	銘板のとおりに記載してください。

※ケース表面に銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の製造番号の記入及び銘板写真の提出を求められることがあります。

※この書類は、実際に支払った金額(領収書の金額)と助成対象経費(税抜)が違う場合や、領収書に但し書きができない場合に作成してください。

領収書の日付以降の日付を記入してください。

●年●月●日
〇×〇×株式会社

〇×〇×
印
株式会社

領収書と同一または社名のわかる印鑑としてください。

(クレジット契約等により購入した場合の領収書作成例:販売店が発行したものに限りです。)

東京 花子 様

申請者名を記入してください。

社印(角印)又は代表者印(丸印)のいずれかが押されていること。※押印されたものの写しであること。

●年 ●月 ●日

対象機器に関する代金領収書

収入印紙

割印

現金で5万円以上の領収金額の場合は、収入印紙(割印)

東京都〇〇区〇〇町 1-1-1
 〇〇株式会社 〇〇営業所
 営業所長 〇〇 〇〇 印

次の顧客の対象機器の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

顧客	氏名	東京 花子	「設置場所住所に関する情報」の設置場所住所と一致すること。
	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	

購入品目	購入機器	蓄電池システム	SIIに登録されているメーカー名及びパッケージ型番を記載してください。
	メーカー名	×〇×〇株式会社	
	パッケージ型番	TK-1234ABC-D	
	製造番号	△△-△△△△	
	機器費(税抜)	〇,〇〇〇,〇〇〇 円	

銘板のとおりに記載してください。

	費目	金額	入金(受領)日
受領代金	現金	金 〇〇〇,〇〇〇 円	△年 △月 △日
	クレジット (クレジット会社名: □■(株))	金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円	△年 △月 △日
	合計	金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円	

対象機器 保証書(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器 保証書 (コピー) 貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 購入時又は設置時に受領した保証書の内容を確認の上、コピーを貼り付けてください。
 - 対象機器メーカー名、対象機器型番又はパッケージ型番、製造番号がはっきりわかるようにコピーして、貼り付けてください。
- ※使用者控え (お客様控え等) のコピーであること

[SH申請用]

太陽光発電連系型リチウムイオン蓄電システム
補助金申請添付用 出荷証明書兼保証書

No. HLC 008308

システム名	リチウムイオン蓄電システム	
型式	ABC-001-A	
製造番号	0000-ABC000	
保証期間	引渡し日より1年間	
お引渡し年月日	年 月 日	
お客様	フリガナ	
	お名前	東京 太郎
	ご住所	〒 東京都〇〇区〇〇1-2-3
	電話番号	
販売店	会社名	〇×〇株式会社 東京営業所
	住所	東京都〇〇区●●3-2-1 03-0000-0000
	電話番号	

本書は上記機器について、一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するリチウムイオン蓄電補助金の補助金申請を目的に発行するものです。正規の保証書が発行されるまでの間、本書記載内容にもとづき無償修理をお約束するものです。尚、正規の保証書が発行された後は、本保証書は無効となります。上記機器保証期間中に故障が生じた場合は、本書をご提示の上、上記販売会社に修理をご依頼ください。(裏面を必ずご覧ください)

※お客様個人の情報につきましては、関連業務に関するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。

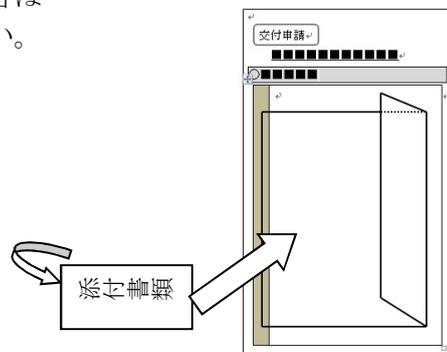
セロハンテープで貼り付けて下さい。

※保証書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者が作成した『設置した機器が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。(本手引き 39 ページ参照)

【貼り付け方法】

貼り付け欄より添付書類が大きい場合は
右端を折り曲げて、貼り付けてください。

縦長の添付書類は横向きにして
貼り付けてください。



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

(保証書の提出が困難な場合に販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例)
※販売店が発行したものに限り

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
 (東京都地球温暖化防止活動推進センター)

公社理事長宛てに作成してください。

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

助成事業実績報告書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

記

1 申請者名 東京 花子

2 設置場所住所 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

3 領収書番号 ABC2468-DEF

申請者と同一である必要があります。

「設置場所住所に関する情報」の設置場所住所と一致すること。

領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書番号を記載してください。

以 上

領収書の日付以降の日付を記入してください。

●年 ●月 ●日

領収証明会社名 ○×○×株式会社

○×○×
 株式会社

領収書と同一または社名のわかる印鑑としてください。

対象機器を設置する建物、及び対象機器から 供給される電力を使用する住宅の全景写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器 設置写真貼り付け欄

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 対象機器を設置する建物と、対象機器が供給する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象機器が写ってなくても構いません。
- 1階部分から全体が写るように撮影してください。
- 玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分からない（日没後撮影等）場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- Google マップ等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。
- その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

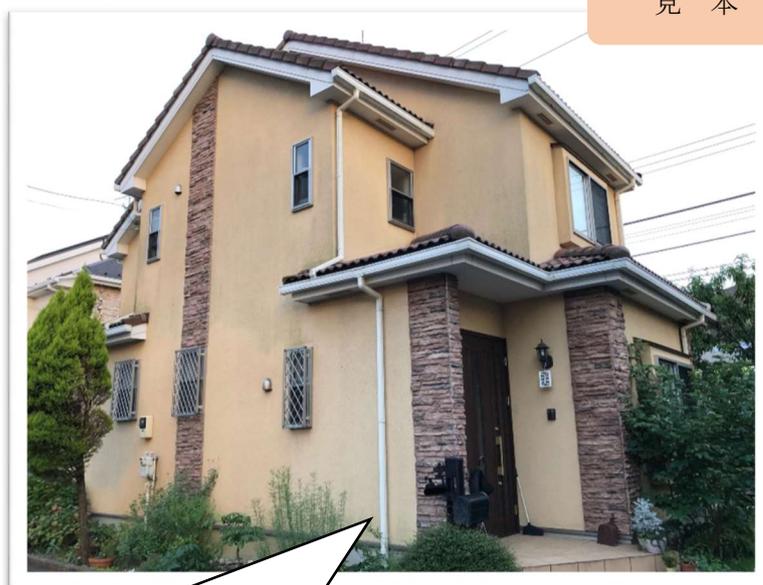
※ カラー印刷又は、カラープリント写真

※ 写真の大きさは、サービス判 (L サイズ 127×89mm) 以上

※ 1枚に収まらない場合は本台紙を複写して、全ての写真を添付してください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。

見 本



玄関正面側から撮影したものとしてください。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器 銘板写真貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器 銘板写真貼り付け欄

※書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 設置した後の対象機器の銘板を撮影し、提出してください。
- 複数台設置した場合は、設置台数分の銘板写真が必要です。
- 型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。

※ 写真は、現像また又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

※ カラー印刷また又は、カラープリント写真

※ 写真の大きさは、サービス判 (Lサイズ 127×89mm) 以上

■蓄電池の場合 (蓄電池ユニットのみ)

見 本



セロハンテープで貼り付けて下さい。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

口座情報(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○口座情報 (コピー) 貼り付け欄

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 振込口座情報の記載されたもののコピーを提出してください。
- 以下の項目が記載されているものの写しを貼り付けてください。
 - ① 金融機関名 (コード)
 - ② 支店名 (コード)
 - ③ 預金種類
 - ④ 口座番号
 - ⑤ カタカナの口座名義人氏名 ※助成金申請者と同一の口座名義であること

●通帳の振込口座情報が記載されているページの見開きコピー

総合口座

お名前
カンキョウ タロウ

口座種別	支店名	口座番号
普通預金	001	7654321
定期預金	001	7654321

株式会社 〇〇〇銀行
 銀行コード 0000
 支店名 本店
 TEL 03(1234)5678

おまごめ内容

口座番号	預金種別	残高	利息	利息のあがり	利息のり

総合口座のご案内
 (※お読みください)

11900 1234561

カンキョウ タロウ

おまごめ (郵便番号 100 - 0000)

東京都新宿区西新宿〇〇〇

株式会社 ゆうちょ銀行

振込用の店名・口座番号
 付の金融機関から振込を受ける際は、こちらの店名・口座番号をお振込人さまにお知らせください。

全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください
 【店名】一九八 (読み イチキョウハチ)
 【店番】198 【預金種目】普通預金 【口座番号】0123456

セロハンテープで貼り付けてください。

●キャッシュカードのコピー

〇〇銀行キャッシュカード

000-1-0000000

トウキョウ タロウ

①～⑤がすべて記載されているか確認すること

※預金種類の無いキャッシュカードの場合は預金種類の確認できる資料も添付してください。

●インターネットバンキングの該当ページ

①～⑤がすべて記載されているページをご提出ください。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする

5.1 申請書の送付先

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10階
東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー
家庭における蓄電池等導入促進事業担当 宛

<申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

- * 申請様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷でお願いします。(両面印刷は不可)
- * 手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- * FAXや電子メールによる申請書類の送付は受け付けておりません。郵送でお願いいたします。
- * 着払いや料金不足での提出は受付しません。
- * 申請書類は、受付期間外に公社に到着したものも受付しません。
- * 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。(郵便事故等による書類の紛失に対し、公社は責任を負いかねます。)
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請ごとに書類を分けて入れて下さい。その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- * 太陽光発電システムの申請がある場合は蓄電池システムの申請書と同封してください。
- * 封筒の表に、「**家庭における蓄電池等導入促進事業助成金 必要書類在中**」と赤字で記入してください。

(封筒記入例)

The diagram shows a rectangular envelope with a flap on the right. On the front of the envelope, the following information is written:

- Top right: 163-0810
- Right side (vertical): 新宿区西新宿2-4-1, 新宿NSビル10階
- Center (vertical): 東京都地球温暖化防止活動推進センター, スマートエネルギー 助成金担当宛
- Bottom left (vertical, red text): 「家庭における蓄電池等導入促進事業 助成金 必要書類在中」
- Top left (in a box): 切手
- Bottom right (vertical): 〒000-0001, ○○市○○○, ×丁目×番×号
- Bottom center (vertical): 送付者 氏名

(参考) 関連ホームページのご案内

1.実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

2.東京都環境局の地球環境・エネルギー政策について
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html>

東京都
家庭における蓄電池等導入促進事業

助成金申請の手引き

□発行・編集 令和4年6月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)
〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階
電話 03 (6258) 1510
月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 9:00～17:00
(12:00～13:00 を除く)